

景品表示法とコピー表示の作成

2024 年 10 月 1 日、改正「景品表示法」が施行されました！
今回の改正のポイントをわかりやすく紹介いたします。
コピー表示を作成する場合にご参照ください。



OSP GROUP
for SDGs

OSPグループはSDGsへ積極的に取り組んで参ります

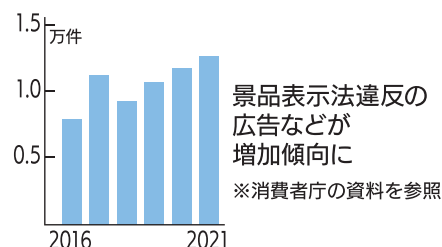
景品表示法とは

一般消費者を保護することを目的に制定された法律です。
正式名は、「不当景品類及び不当表示防止法」といいます。
業者による不当な広告や表示を禁止したり、景品（プレゼント）の
提供などの制限・禁止することにより、消費者が自主的・
合理的に商品やサービスを選べるよう規制されています。



なぜ改正がされたのでしょうか

消費者の保護を強化することと違反行為の抑止を目的に改正、施行されました。



改正で押さえておくべき 3 つのポイント

① 確約手続きの導入

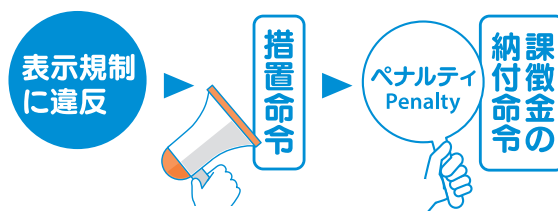
「確約手続」とは不当な表示などの違反行為について、
企業が自主的に問題解決を行うために対策をたてる制度です。
企業側は違反した際、速やかに確約手続を行うことで、
「措置命令・課徴金」といった法的措置が免除されます。



② 課徴金制度の強化

「課徴金制度」は既に運用がされています。

- 課徴金の計算方法が見直され、違反行為の売上が正確に把握できない場合、売上額を推定し計算することができます。
- 過去 10 年以内に課徴金の納付命令を受けた業者は、課徴金が既存の 1.5 倍となります。
- 課徴金制度における消費者への返金が電子マネーも可能になります。



③ 直罰規定の導入

「優良誤認の表示」「有利誤認の表示」の中でも特に悪質な違反行為に対して、
100 万円以下の罰金を科す直罰規定が新たに設けられました。
措置命令と課徴金納付命令といった行政処分と両方適用することも
可能となり、違反行為の抑止効果を高める狙いがあります。



このような場合は景品表示法違反かも？

景品表示法での不当な表示には実際のものや事実と相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

優良誤認表示



「これはとっても良い品質（規格、内容）だ！」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示の事です！

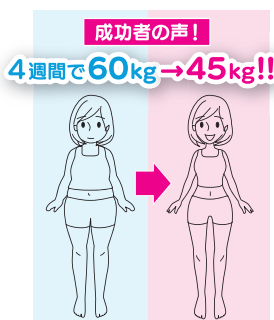
優良誤認表示の事例



あたかも
山野に自生する自然薯を
使用しているよう。
自然薯の粉末は極めて少量 0.03%。
かつ、粉末は自生するものの
原料ではなかった。



あたかも
コシヒカリでできた
米粉 100%の菓子のように。
主原料は小麦粉、コシヒカリの
品種の粉末は少量しか
使用していない。



裏付けとなる合理的な根拠説明なしで以下を表示する。

- 食べたカロリー・溜まったカロリーがなかったことに！
- 私たちはたった1粒で楽やせしました！
- 寝ている間に勝手にダイエット！？
- カロリーを気にしないって幸せ！ etc.

ダイエットの効果をアピールする表示は、
裏付けとなる合理的な根拠が必要です。



違反しないためのポイント



絶対に

必ず

確実に

一番

最も

つつい使ってしまいがちなコピー。
その前に裏付けとなる合理的な根拠が
提出できるかご確認を！

法律に規制されない表現で商品の魅力を伝えていくことがポイントになります。

しかし、措置命令が出されたり、課徴金が科せられる件数が増えてきています。
消費者庁の Web にて事業者名が公表されるので、売上が下がるだけでなく、
社会的信用が落ちるリスクもあります。コピーの作成には十分注意が必要になります。

弊社では



本格的な表示内容の検討やチェックはしておりません。お客さまで不当表示違反の
ないように商品のセールスコピーをお考えいただきご指示をお願い申し上げます。



◀ バックナンバーはこちらからご覧いただけます！

次号 vol.524 は保健機能食品の特集をします。2024年11月18日発行